官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働四）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同五）
○浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件（環境一）　二
〔その他告示〕
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同八）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一六）　四
○令和八年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件（同一七）　七
○令和八年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件（同一八）
○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件（同一九）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通六、七）
○道路に関する件（中国地方整備局一）　八
○都市計画に関する件（九州地方整備局二）
○道路に関する件（同三）　八
〔人事異動〕
内閣府　警察庁　法務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）　九
〔公　告〕
諸事項　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他
財団、証票無効、建設業の許可の取消処分関係　三

法規的告示

○厚生労働省告示第四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年一月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1218　（略） 1219　単回使用脳用医薬品注入器	別表第１ １～1218　（略） （新設）

○厚生労働省告示第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年一月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで、1218及び1219に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで及び1218に掲げる高度管理医療機器

○環境省告示第一号

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第四条第二項及び第九条第一項の規定に基づき、浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成十九年八月二十九日環境省告示第六十四号）を次のように改正し、令和八年一月八日から適用する。

令和八年一月八日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表　水質検査の方法 １　水素イオン濃度 次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。 一　ガラス電極法 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 日本産業規格（以下「規格」という。）K0102―１の12に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） 二　（略） ２　活性汚泥沈殿率　（略） ３　溶存酸素量 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格K0102―１の21.4に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） ４　透視度 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格K0102―１の８に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略）	別表　水質検査の方法 １　水素イオン濃度 次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。 一　ガラス電極法 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 日本産業規格K0102（以下「規格」という。）の12.1に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） 二　（略） ２　活性汚泥沈殿率　（略） ３　溶存酸素量 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格の32.3に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） ４　透視度 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格の９に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略）

5　塩化物イオン濃度
次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。
一　イオン電極法
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格K0102―２の6.4に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。
二　硝酸銀滴定法
イ　(略)
ロ　試薬及び器具
(1)　(略)
(2)　0.01mol／Ｌ硝酸銀溶液
(略)
ここで、0.01mol／Ｌ塩化ナトリウム標準液とは、600℃で約60分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した規格K8005の附属書Cに掲げる塩化ナトリウム0.584ｇを蒸留水に溶かして一リットルとしたものとする。
ハ　(略)
6　残留塩素濃度
イ　(略)
ロ　試薬、器具及び試験操作
規格K0102―１の23.2に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。
なお、必要に応じて、50mL以外の比色管その他規格K0102―１の23.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。
7　生物化学的酸素要求量
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格K0102―１の18に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

5　塩化物イオン濃度
次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。
一　イオン電極法
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格の35.2に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。
二　硝酸銀滴定法
イ　(略)
ロ　試薬及び器具
(1)　(略)
(2)　0.01mol／Ｌ硝酸銀溶液
(略)
ここで、0.01mol／Ｌ塩化ナトリウム標準液とは、600℃で約60分間加熱乾燥し、デシケーター中で放冷した日本産業規格K8005の9.3に掲げる塩化ナトリウム0.584ｇを蒸留水に溶かして一リットルとしたものとする。
ハ　(略)
6　残留塩素濃度
イ　(略)
ロ　試薬、器具及び試験操作
規格の33.2に掲げる試薬、器具及び試験操作に基づき検査する（ただし、遊離残留塩素及び結合残留塩素それぞれの濃度の測定は要しない。）。
なお、必要に応じて、50mL以外の比色管その他規格の33.2に掲げる試薬又は器具と同等の試薬又は器具を用いて検査することができる。この場合において、50mL以外の比色管を用いるときは、検水及び試薬の量は、比色管の容量の比に応じて調整する。
7　生物化学的酸素要求量
イ　(略)
ロ　器具及び試験操作
規格の21に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。

その他告示

○外務省告示第七号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年十二月二十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年一月八日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和七年十二月二十二日
発行年月日　平成二十九年四月二十五日
旅券番号　ＴＲ八一六〇一六一

○外務省告示第八号

令和七年十二月三日にカトマンズで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

令和八年一月八日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とネパール政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三百四十四億九千万円（三四、四九〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、コテショール交差点改良計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ネパール政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、ネパール政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　年間の利子率は、〇・二パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、ネパールの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ネパール政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　ネパール政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してネパールにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためネパールへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7

(1)　ネパール政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してネパールにおいて課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してネパールにおいて課される全ての財政課徴金及び租税

(2)　ネパール政府は、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入に関してネパールにおいて課される全ての付加価値税を負担する。前記の付加価値税が日本国の会社に対して課される場合には、ネパール政府は、これを遅滞なく当該日本国の会社に還付する。

8

ネパール政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びネパールの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9

ネパール政府は、次のことを行う。

(a)　日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画に基づいて建設される施設の所有権又は当該施設を管理し、若しくは運営する権利の全部又は一部の恒久的又は一時的な譲渡に関する情報を十分な余裕をもって提供すること。

(b)　要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、計画に関連するその他の情報（計画の実施の進捗状況についての情報及び資料を含むが、これらに限定されない。）を提供すること。

10

両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びネパール政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月三日にカトマンズで

ネパール駐在

日本国特命全権大使　前田徹

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、ネパール政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月三日にカトマンズで

ネパール財務省次官

ガンシャム・ウパディヤ

ネパール駐在

日本国特命全権大使　前田徹閣下

○農林水産省告示第十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31467号 令和８年１月８日	Actinidia Lindl.	Yanoon 7	30	Changsha Yanoon BioTech Co., Ltd. Unit 1108, CR Landmark Office Building, 266 East Sixth Road, Xingsha, Changsha County, Hunan 410100, China	令和３年６月29日
第31468号 令和８年１月８日	〃	さぬきエメラルド	〃	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	令和４年３月14日
第31469号 令和８年１月８日	〃	YN RT1	〃	Changsha Yanoon BioTech Co., Ltd. Unit 1108, CR Landmark Office Building, 266 East Sixth Road, Xingsha, Changsha County, Hunan 410100, China	令和４年７月28日
第31470号 令和８年１月８日	Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.	森97号	25	森産業株式会社 群馬県桐生市西久方町一丁目２番23号	令和６年12月20日
第31471号 令和８年１月８日	Brassica oleracea L. var. acephala DC.	桃子野マーブル2	〃	高見昌伸 兵庫県加西市別府町甲998―2	令和３年３月４日
第31472号 令和８年１月８日	Chrysanthemum L.	常陸サニーハニー	〃	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番６	令和６年12月５日
第31473号 令和８年１月８日	Coix lacryma-jobi L. var. ma-yuen (Rom. Caill.) Stapf	つやかぜ	〃	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	令和３年８月５日

第31474号 令和８年１月８日	Daucus carota L.	SAKCRT001	〃	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	令和３年９月16日
第31475号 令和８年１月８日	Lyophyllum shimeji (Kawamura) Hongo	福島H106号	〃	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	平成28年６月28日
第31476号 令和８年１月８日	Lysimachia congestiflora Hemsl.	ミラクルネイチャー	〃	遠渡雅之 愛知県半田市乙川一色町34番地	令和３年９月30日
第31477号 令和８年１月８日	Nepeta L.	Bokratune	〃	Boot & Co. Boomkwekerijen B.V. Halve Raak 7, 2771AC Boskoop, The Netherlands	令和３年１月21日
第31478号 令和８年１月８日	Oryza sativa L.	あおばまる	〃	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	令和４年１月20日
第31479号 令和８年１月８日	Pinus thunbergii Parl.	のさか	30	大木造園種苗株式会社 千葉県匝瑳市野手1672番地	令和元年８月30日
第31480号 令和８年１月８日	Prunus L.	吉兆	〃	名古屋徹 神奈川県川崎市宮前区馬絹1717	平成27年10月30日
第31481号 令和８年１月８日	Prunus persica (L.) Batsch var. nucipersica (Suckow) C. K. Schneid.	ネクタン カヨヒメ	〃	丹沢隆 山梨県山梨市中村373	令和３年９月16日
第31482号 令和８年１月８日	Saccharum L.	RK10-1007	25	沖縄県 沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号	令和６年４月22日
第31483号 令和８年１月８日	〃	RK10-29	〃	〃	令和６年10月24日
第31484号 令和８年１月８日	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemela & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	群馬GPS-31号	〃	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号	令和６年８月28日
第31485号 令和８年１月８日	Solanum lycopersicum L.	SR87-17	〃	サナテックライフサイエンス株式会社 東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル 国立大学法人筑波大学 茨城県つくば市天王台一丁目１番１	令和４年３月１日
第31486号 令和８年１月８日	〃	LUVION	〃	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	令和４年６月７日
第31487号 令和８年１月８日	〃	TTM170	〃	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	令和４年３月30日
第31488号 令和８年１月８日	〃	TTM174	〃	〃	令和４年６月20日
第31489号 令和８年１月８日	〃	TTM177	〃	〃	令和４年７月26日
第31490号 令和８年１月８日	〃	TTM178	〃	〃	〃
第31491号 令和８年１月８日	〃	TTM179	〃	〃	〃
第31492号 令和８年１月８日	〃	TTM180	〃	〃	〃
第31493号 令和８年１月８日	〃	TEXTM221	〃	〃	〃
第31494号 令和８年１月８日	〃	Blenny	〃	Rijk Zwaan Zaadteelt en Zaadhandel B.V. Burgemeester Crezeelaan 40, 2678KX De Lier, The Netherlands	〃

第31495号 令和８年１月８日	〃	Chromis	〃	〃	〃
第31496号 令和８年１月８日	〃	なつみのり	〃	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692―２	令和５年８月22日

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31468号 令和８年１月８日	Actinidia Lindl.	さぬきエメラルド	香川県 香川県高松市番町四丁目１番10号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
第31470号 令和８年１月８日	Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.	森97号	森産業株式会社 群馬県桐生市西久方町一丁目２番23号	〃	〃
第31472号 令和８年１月８日	Chrysanthemum L.	常陸サニーハニー	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番６	〃	〃
第31473号 令和８年１月８日	Coix lacryma-jobi L. var. ma-yuen (Rom. Caill.) Stapf	つやかぜ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	〃	〃
第31474号 令和８年１月８日	Daucus carota L.	SAKCRT001	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	〃	〃
第31475号 令和８年１月８日	Lyophyllum shimeji (Kawamura) Hongo	福島H106号	福島県 福島県福島市杉妻町２番16号	〃	〃
第31477号 令和８年１月８日	Nepeta L.	Bokratune	Boot & Co. Boomkwekerijen B.V. Halve Raak 7, 2771AC Boskoop, The Netherlands	〃	〃
第31478号 令和８年１月８日	Oryza sativa L.	あおばまる	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地９	〃	〃
第31484号 令和８年１月８日	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemela & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	群馬GPS-31号	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号	〃	〃
第31485号 令和８年１月８日	Solanum lycopersicum L.	SR87-17	サナテックライフサイエンス株式会社 東京都港区虎ノ門三丁目７番10号ランディック虎ノ門ビル 国立大学法人筑波大学 茨城県つくば市天王台一丁目１番１	〃	〃
第31486号 令和８年１月８日	〃	LUVION	Nunhems B.V. Napoleonsweg 152, 6083 AB Nunhem, The Netherlands	〃	〃
第31496号 令和８年１月８日	〃	なつみのり	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692―２	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31468号 令和8年1月8日	Actinidia Lindl.	さぬきエメラルドキウイ	香川県 香川県高松市番町四丁目1番10号	香川県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31472号 令和8年1月8日	Chrysanthemum L.	常陸（ひたち）サニーハニー	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番6	茨城県	〃
第31478号 令和8年1月8日	Oryza sativa L.	あおばまる	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地9	青森県	〃
第31484号 令和8年1月8日	Sarcomyxa edulis (Y.C. Dai, Niemelä & G.F. Qin) T. Saito, Tonouchi & T. Harada	群馬（ぐんま）GPS-31号（ごう）	群馬県 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号	群馬県	〃
第31496号 令和8年1月8日	Solanum lycopersicum L.	なつみのり	長野県 長野県長野市大字南長野字幅下692－2	長野県	〃

○農林水産省告示第十七号

畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第五条第四項、第八条第一項及び第十五条第二項の規定に基づき、令和八年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を次のように定めたので、同法第六条第四項（同法第八条第三項及び第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、告示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　総交付対象数量

三、二五〇千トン

二　生産者補給金の単価

単位	単価
一キログラム	九・一一円

三　集送乳調整金の単価

単位	単価
一キログラム	二・八三円

○農林水産省告示第十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、令和八年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、六〇〇、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、五四七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三四八、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一七四、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二七四、〇〇〇円

○農林水産省告示第十九号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、四五七、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、四一七、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二六五、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一一九、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一六、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

○国土交通省告示第六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月八日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1736	発泡プラスティック系床下地構造材を用いた床仕上げ構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	株式会社　積水化成品西部	福岡県福岡市中央区天神4丁目1番1号　第7明星ビル6階	令和7年12月15日

○国土交通省告示第七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月八日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1737	防蟻床工法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級	ミサワホーム株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	令和7年12月15日

○中国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考	
東広島市八本松西三丁目一九四番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A	二二・〇〇～一九〇・〇〇	二四・七二九	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	六・八九～二二五・〇〇〇	一八・七三四	
		C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇	五・四〇二	
	後	A	二二・〇〇～一九〇・〇〇	二四・七二九	
		B	二〇・〇〇～二二五・〇〇〇	一九・四二三	
		C	一〇・〇〇～一二〇・〇〇	五・四〇二	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○九州地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　京築広域都市計画道路事業三・三・五十一―二号行橋停車場線（名称変更前の平成二十七年九州地方整備局告示第百十四号行橋都市計画道路事業三・三・二号行橋停車場線）

三　事業施行期間　自平成二十七年八月二十五日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考	
雲仙市小浜町北野字石合原九八番三から同市千々石町庚字北打越九三番一まで	前	A	六・〇三～一六・五六	四・七〇〇	上記A・Bは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	六・〇三～一六・五六	四・七〇〇	
	後	A	一五・四七～七〇・〇四	三・四〇〇	
		B	一五・四七～七〇・〇四	三・四〇〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

人事異動

内閣府

食品安全委員会委員に任命する（一月七日）

春日　文子

警察庁

（警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）兼生活安全局付）警視監　松田　哲也

警察庁刑事局捜査第二課長事務取扱を命ずる（七年十二月十九日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　鏑木　伸生

（東京地方検察庁立川支部検事）同　尾崎　友哉

（千葉地方検察庁検事）同　風間　康宏

（長岡区検察庁副検事）副検事　田澤　尚也

辞職を承認する（各通）（以上七年十二月三十一日）

（東京地方検察庁検事兼法務省民事局付）検事兼法務事務官　折原　和寛

法務事務官（法務省民事局付）の併任を解除する

（大阪地方検察庁検事兼大阪法務局訟務部付）同　藤澤さくら

法務事務官（大阪法務局訟務部付）の併任を解除する

（相模原区検察庁副検事）副検事　伊藤　充男

横浜区検察庁副検事に配置換する

（水戸区検察庁副検事）同　藤枝小百合

土浦区検察庁副検事に配置換する　和田　雅樹

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる

公証人分科会に所属させる　小川　恵司　北川佳世子　橋爪　隆

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる（各通）

秋山　仁美　兼川　真紀　竹内　淳

萩原　秀紀　長谷部由起子　丸山絵美子

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

公証人分科会に所属させる（各通）

太田　秀哉　川出　敏裕　神作　裕之

高橋　美保　富所　浩介

判事兼簡易裁判所判事　細田　啓介

司法試験委員会委員に任命する（各通）

検事　佐久間佳枝

司法試験委員会委員に併任する（以上一月一日）

（横浜地方裁判所判事兼横浜簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　甲元　雅之

検事一級（東京地方検察庁検事）に任命する

法務省大臣官房司法法制部参事官に充てる（一月五日）

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　金津　尚志

外務省に出向させる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

（一月六日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から令和七年八月二十六日モルドバ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月八日御答信があった。

御答電

天皇陛下から令和七年十月二十八日トルコ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同年十二月九日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百七十六号
㈢ 占用を制限する区域	
区域	伊達市大滝区清陵町一二一番一地内
備考	
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年一月八日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百三十六号
㈢ 占用を制限する区域	
区域	北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ① 北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ② 北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ③ 北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ④ 北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内 ⑤
備考	
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年一月八日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百三十五号及び二百三十七号
㈢ 占用を制限する区域	
区域	北海道新冠郡新冠町字高江八〇番五から同町字高江八〇番一まで
備考	
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年一月八日
㈦ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

公告

諸事項

工場財団

島根県出雲市西郷町字小池718番地**ヒラタ精機株式会社**の工場財団に島根県出雲市西郷町字小池718番地ヒラタ精機株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

松江地方法務局出雲支局

令和８年１月８日

証票無効

証票名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第104074号	令和４年４月１日	令和７年11月12日	群馬労働局 太田労働基準監督署 労働基準監督官 谷村　僚之

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和８年１月８日

厚生労働省

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年11月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイハツインフィニアース株式会社　堀田　佳伸　大阪府大阪市北区大淀中１―１―30　国土交通大臣許可（特―２）第5832号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年11月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユニオン　立野　純三　大阪府大阪市西区南堀江２―13―22　国土交通大臣許可（般特―３）第11049号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年11月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年11月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　リック株式会社　村山としき　大阪府吹田市垂水町３―30―５　国土交通大臣許可（般―７）第4648号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年11月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年11月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナソニックリビング近畿株式会社　梁井　俊平　大阪府大阪市此花区島屋６―２―82　国土交通大臣許可（般特―７）第21433号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年11月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月８日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和７年12月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社遠望建設　杜　　鵑　京都府京都市南区上鳥羽北塔ノ本町26　国土交通大臣許可（般特―７）第29693号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年12月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第７号

北海道帯広市西４条南１丁目18番地１
清算株式会社　見浦電材株式会社
代表清算人　岩田　圭只
１　決定年月日　令和７年12月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
釧路地方裁判所帯広支部

令和７年（ヒ）第２０２９号

東京都新宿区西新宿３丁目３番13号西新宿水間ビル２Ｆ
清算株式会社　株式会社リージョナルライト
１　決定年月日　令和７年12月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０２号

鹿児島市中央町18番地１
清算株式会社　株式会社南国リゾート
代表清算人　福寿　　健
１　決定年月日　令和７年12月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定後速やかに、清算会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、その協定債権額から弁済額を控除した残額につき、清算会社に対し、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
４　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＣ（住所京都市南区吉祥院西ノ庄西中町一番地）に対して当社のゴルフ場（那谷寺カントリー倶楽部）の運営事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月九日

掲載頁　十一頁

令和八年一月八日

京都市南区吉祥院西ノ庄西中町一番地

株式会社明輝建設

代表取締役　山下　潤

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月八日

千葉市美浜区若葉三丁目一番地一九―二八　〇七号　合同会社Ａｓｐｉｒａｃｉｏｎ

代表社員　武田　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｙｕｒａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月八日

香川県高松市由良町四四七番地一三

合同会社Ｙｕｒａ

代表社員　石川　駿

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十万円減少し六十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月八日

福井県敦賀市神楽町二丁目六―五

合同会社ＦＴＪｌａｂ

代表社員　後藤　美佳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千九百九十万円、資本準備金の額を九千九百九十万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十三日

掲載頁　一一八頁（号外第二八〇号）

令和八年一月八日

山口県周南市浜田一丁目六番五号

株式会社ただおザウルス

代表取締役　多田尾隆幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月八日

仙台市青葉区上杉四丁目四番一号

株式会社早坂サイクル商会

代表取締役　早坂　武

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月八日

東京都中央区銀座五丁目四番一号

エルメスジャポン株式会社

代表取締役　有賀　昌男

任意清算公告

当法人は、令和七年十二月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月八日

神戸市灘区大和町三丁目一番一三号

叶税理士法人

社員　叶　温

訂正公告

令和七年十二月二十二日（号外第二七九号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑫の住所「東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目11番８号」とあるは「東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目11番８号」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月八日

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一一番八号

株式会社ＡＩＫＯ

代表取締役　タラーソワ　アンナ

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四	下	二	別紙様式第１号	別紙第１号書式
一五	上	七	別紙様式第２号	別紙第２号書式
〃	〃	一〇	１～３	１・２
〃	〃	一一	４	３
〃	〃	一五	別紙様式第３号	別紙第３号書式
〃	〃	二三	別紙様式第４号	別紙第４号書式
〃	〃	三一	別紙様式第５号	別紙第５号書式

（終りから）

令和七年八月一日（号外第百七十六号）公布内閣府・財務省・文部科学省・経済産業省・環境省令第一号（エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令）

（原稿誤り）

四　四一～二　「並びに植栽の方法・期間及び樹種」を削除する。

（原稿誤り）

十九号（保安林の指定をする件）

令和七年十二月二日農林水産省告示第千八百二